

# 史料紹介「島津斉宣極内密用留」

## —島津重豪従三位昇進一件—

崎山健文

### はじめに

筆者は、先に拙稿「島津重豪従三位昇進にみる島津斉宣と御台所茂姫」(鈴木彰・林匡編『島津重豪と薩摩の学問・文化』勉誠出版、二〇一五年)の中で、島津斉宣が、隠居後も縁戚関係を軸に幕閣や江戸城大奥と緊密な関係を築き、これをもとに重豪の従三位昇進を実現したことを紹介した。その際、大部分を東京大学史料編纂所蔵「島津斉宣極内密用留」(詳細は後述)に依拠し論を構成したが、紙幅の都合により、一部分を抜粋した形をとり、史料紹介としては不充分であった。本稿はこれを補うための史料紹介である。ただし、同史料は次章に示すとおり分量が多く、ここでその全体を翻刻紹介することは不可能であり、重豪従三位昇進運動に関する記録・茂姫宛斉宣書状下書のみを抽出したものである。

### 一章 史料の概要

当該史料については、すでに先述の拙稿にて概要を述べており、重言になるが、ここでもそのあらましを述べておく。

当該史料は、東京大学史料編纂所蔵島津家文書、新長持中の、「斉彬公御預 斉宣公極御内密御用留 御封之俣可致虫干置候」と箱書きされた箱中にあり、中には当初以下十四点が収められていた。<sup>①</sup>

- ① 極内用留(文政二年二月二十三日～十月十八日 袋綴冊子 七十五丁)
- ② 極内用留(文政二年十月二十一日～十二月二十五日 袋綴冊子 二十二丁)
- ③ 極内用留(文政三年正月～十二月二十二日 袋綴冊子 一五七丁)
- ④ 極内用直留(文政三年十二月二十六日～八年二月十六日 横帳 二四四丁)
- ⑤ 極内密之儀覚留(文政六年十二月二十八日～七年九月二十五日 横帳 七十二丁)
- ⑥ 極内密用留二(文政七年十月十八日～八年七月十一日 横帳 五十六丁)
- ⑦ 内用留(文政八年二月二十日～十一年二月二十八日 横帳 一六九丁)
- ⑧ 御直請御直申上之下書留一(文政八年十一月朔日～九年六月十二日 袋綴冊子二九九丁)
- ⑨ 御直請御直申上之下書留二(文政九年六月十六日～十二月二十七日 袋綴冊子 八十六丁)
- ⑩ 御直請御直申上之下書留三(文政十年正月三日～十二月二十七日 袋綴冊子 七十八丁)
- ⑪ 御直請御直申上之下書(文政十一年正月三日～十二月二十五日 袋綴冊子 八十八丁)
- ⑫ 御直請御直申上之下書(文政十二年正月三日～十三年十二月 日 袋綴冊子 一二九丁)
- ⑬ 御城御直申上下留(天保十年正月元日～十二年九月二十一日 袋綴冊子 五十九丁)
- ⑭ 種子島六郎通達書(弘化四年三月六日)

このうち①～⑦は、斉宣の極内密の用向きについて、いつ誰とどのようやりとりを交わしたかが記されたものである。⑧～⑬は斉宣から茂姫(寔子・広大院)へ差し出された書状の下書留である。茂姫は斉宣の実姉であるが、十一代将軍徳川家斉の御台所となり、五十年余り江戸城大奥の主であった。二人は書状を通じ頻繁に極内密のやり取りをしていた。斉宣はこれにより江戸城の情報を入手し、時には茂姫と連携を取り

ながら島津家の利益実現を目指した。一方、茂姫は縁戚を含む島津家の情報・斉宣の知り得た表向きの情報等入手し、時には大奥の人間関係の悩みを伝え、斉宣を通じて祈禱させる等していた。それぞれの筆跡は大きく①、②⑦、⑧⑬の三種類に分類できるが、その中にも異なる筆跡が混ざっており、斉宣の真筆があるかどうかは判然としない。しかし、誤脱は少なく、その内容や後述する伝来を鑑みても、少なくとも斉宣の側に置かれていたことは間違いないと思われる。本稿では、この①⑬を便宜的に「島津斉宣極内密用留」と呼ぶ。

次に史料の伝来について述べる。この箱中には先の十四点の他に、後に以下二点が添えられている。

⑮ 平田宗高覚書（明治二十一年十月二十日）

⑯ 一位様（茂姫）より大慈院様（斉宣）江被進候御直文入附目録（天保十三年七月二十八日）

⑭と⑮は、以下の内容である。

（史料⑭）

覚

齊宣公極御内用留一箱

右者従

齊彬公御預被仰付候条、至後年鹿抹無之様可被取計候、以上、

弘化四年

未三月六日

（時助・齊彬側近）  
種子島六郎

御記録奉行

（史料⑮）

記

文政二年卯二月廿三日ヨリ同三年辰十二月迄

一極内用留

三冊

文政四年正月ヨリ同八年迄

一右同 但小横折帳

四冊

以上巻封

文政八年酉十一月ヨリ同十三年十二月迄

一御直請御直申上之下書留卜題書有之小横折帳

五冊

天保十年亥正月元日ヨリ

一御城御直申上下留卜題書有之小横折帳

壹冊

以上巻封

右ハ

齊彬公御預り

齊宣公極御内密用留ニ而、御封之俣可致虫干置候旨被記置候付、

齊宣公御家譜編集ニ付、明治廿一年十月廿日其段相伺候處、於

御前御開封之上被相下候付、相改候處、前記之通り候間、以後為心

得此段致記載置候事、

御家譜編集掛

平田宗高存ス

⑭によれば、「島津斉宣極内密用留」は、天保十二年の斉宣の死後、途中藩主斉興の目に触れたかは判然としないが、孫斉彬の手許に渡り、弘化四年から国許の記録所で保管されていた。斉彬はこの時世子の身であったが、琉球外交処理問題のため前年七月より在国し、記録所に保管を命じた直後の三月十五日、江戸に向けて出立している。⑮からは、そ

の後虫干しの際も開封しない厳重な管理がなされたこと、明治二十一年十月二十日に御家譜編集掛平田宗高の願いにより開封され、中身が改められたことがわかる。平田は同年四月より「重豪譜」迄で途絶えていた家譜編纂の再開を命ぜられていた。最初に編纂が開始されたのが「斉宣譜」であり、平田没（明治二十九年）後の明治三十四年には表装を待つのみ状態に整っていた。<sup>3)</sup> 完成した「斉宣譜」（「島津氏世録系図正統 二六代斉宣」東京大学史料編纂所蔵）全八十四冊のうち二十二〜八十巻は、同じく島津家文書新長持中の斉宣宛茂姫書状（文政二〜八年）四十九点と「島津斉宣極内密用留」を編年で再編、臨書したものであり（一部他の史料も含む）、隠居後の斉宣の姿の大半はこの史料をもって記されている。猶、この茂姫書状の目録が史料⑩であり、「斉宣譜」編纂の際、便宜上ここに移されたものであろう。

## 第二章 史料の内容

本翻刻の主な内容は、島津重豪従三位昇進に関する記述であり、これに関しては先述の拙稿で述べたとおりである。しかしながら、「島津斉宣極内密用留」には、当然のことながらそれ以外の案件も多く記されている。ここでは、本翻刻中に顕れる他の案件の中から二件紹介する。

### 第一節 奥医師との関係

三章⑨・2号文書、⑩・1・3号文書に、堀本一甫に関する記述が見られる。堀本家は代々奥医師を務めた。<sup>4)</sup> 一甫が堀本家の誰に比定されるか確証を得ないが、内容から、斉宣の極内用に重要な役割を果たしてい

たことは間違いない。斉宣と一橋治済との間の極内々の意志のやりとりには同人が介在している（⑩・1）。また一甫が病に倒れた後の人選では桂川甫筑の名が上がっているが、これは茂姫よりの提案であることから、奥医師を介した斉宣の情報ネットワークを茂姫も共有するような形であったと考えられる。なお、斉宣は茂姫に対し、「甫筑が御沙汰をもらすようでは困る。酒席でどのようなか確かめてみる」といった回答をしており、ここからも極内用の案件を取り次ぐ役割を担っていたことがわかる（⑩・3）。本稿中には登場しないが、山崎宗運・河村宗澹等の奥医師の名も見え、同様の役割を担ったものと考えられる。

### 第二節 茂姫の祈禱

⑫・17号文書に「三河嶋参り申候」とある。本稿中には紹介できなかったが、⑨のうち「戊（文政九年）十二月七日御直申上之下書」に、

「此僧ハ、いまた急度ハ不申上候へ共、三河嶋蜜嚴院ミツシゴと申寺ニ而鑿隨ウツスと申者七十餘り之僧ニ而、高野山之内ニ而も宜敷僧之由、急度致候寺を持候をさらひ申候者ニ而御座候、」

とあり、三河嶋とは江戸三河嶋蜜嚴院の鑿隨ウツスを差す。斉宣はこの人物を茂姫に紹介し、茂姫は斉宣を介して「三河嶋」に種々祈禱を依頼している。その内容は、自身や重豪等の健康に関することもあるが、多くは大奥での人間関係といった極内々のものである。特に「町印」・「瀧印」に対する呪詛的な祈禱の依頼が目される。本稿でも⑫・1・4号文書に「町印」の記述が見られる。特に⑫・14では「あざい（浅井、詳細は不詳）」一件につき、斉宣の「町印」に対する厳しい姿勢も表されている。「町印」・「瀧印」の比定は、確証は未だ得られないが、内容から、茂姫

付の奥女中、花町・瀧山と推定できる。⑫-17にある「花丁」も花町を指すのではないか。いずれにせよ、江戸城大奥の内情が窺える史料である。

この他にも、斉宣が、一族はもちろんの事、諸大名・旗本の内願の仲介者としての側面を持っていたと思われる箇所(⑦-3)<sup>5)</sup>、島津家の婚姻に関し、茂姫から將軍家の情報を入手していたことを示す箇所(⑫-7)等、注目すべき記述が散見されるが、詳細を知るには「島津斉宣極内密用留」全体の解説が必要である。

### 三章 翻刻

#### 例言

一本稿は、東京大学史料編纂所所蔵「島津斉宣極内密用留」のうち、島津重豪従三位昇進一件に関連する部分のみを抽出、翻刻するものである。具体的には、一章で紹介した⑦・⑨～⑫のうちの該当部分であり、本稿中に付す⑦・⑨～⑫の番号は、これに対応する。

一漢字は、原則として底本に従ったが、一部当用漢字に改めた。  
一変体仮名は普通の仮名に改めたが、江・茂・者・与など一部はそのまま用いた。

一平出・欠字は、底本の箇所によりまちまちであるため、本稿中では原則として欠字に統一した。

一適宜読点「、」及び並列点「・」を付した。

一編者註は( )で示した。

一編者註は付していないが、「高輪」は島津重豪、「白金」は島津斉宣、

「芝」は島津斉興の、「神門」・「神田橋」は一橋治済の本人又は居宅を指す。また、「氷川」は森山りさの居宅を指す。「孝」は未詳であるが、内容から、森山りさ・妹かえ、若しくはその周辺の人物を指すものと思われる。(森山家に関しては、先述の拙稿を参照のこと)

#### 注

- (1) 山本博文編『島津家文書目録Ⅲ』(受託研究「島津家文書」の収集研究)研究成果報告書、東京大学史料編纂所、二〇〇〇年)参照
- (2) 『鹿兒島県史料 斉彬公史料一』八〇、鹿兒島県、一九八一年)
- (3) 林匡「史料紹介「平田宗高手記」と「御家譜編集一件」」(『黎明館調査研究報告』二〇〇集、二〇〇七年)
- (4) 『新訂寛政重修諸家譜』第二十(統群書類従完成会、一九六六年)
- (5) ⑦-13には、片桐石見守(貞信、大和小泉藩主)の大坂御定番願を老中松平周防守(康任、嫡男康壽の正室は斉宣女)が引き受け、うまくいきそうであるが、空きがない場合は大御番頭とある。片桐は、同年三月十五日より大御番頭に就いている。(『大日本近世史料 柳栄補任一』東京大学史料編纂所、一九六三年)

⑦「内用留」

1 同十月六日、先達儀(一攝治首)同様より御内々土岐信濃守存付之筋を以高輪御

昇進之事高輪へ申上、芝へも申上候ニ付、近衛家へ相願候様ニと申事故、六日ニ早川千竈上京候ニ付、都君方へ直書ニ而猶又相頼ミ遣候下書留、書取を以申遣候、

書取を以申上候、此節儀同様より極御内々にて、栄翁事ハ、御續柄

ニも有之、其上老年ニも罷成候へ者、三位昇進之事願立有之候ハ、

可宜候へ共、一先近衛様へ内願申上、内府様 御臺様御諸共ニ

公邊江御願被 仰達候ハ、儀同様ニも御世話可被成との事ニ付、

留主居早川千竈事上京申付、内願之義同人口上を可申上候間、何分

ニも宜敷御聞濟被成下、内願成就仕候へハ、外聞実儀對国家候て之面目不過之候間、依之何卒御願立被成下度宜敷被仰上被下度相願申候、此旨申上候、めて度かしく、

右之通り申遣候、木村方へも右之趣ニ而申遣候事、

2 文政九年十一月中比、土岐信濃守存寄として、高輪之御事ハ格別之御

事故、三位御昇進有之候てハ如何、京都之方取捨申候様ニ被申候間、監物(所用久)より高輪へ申上候處に、思召寄も無之、是ハ芝も白金も申談宜敷と申事ニ而、十二月六日、早川千竈致上京、近衛殿方江申入候處、むつかしく候へ共、彼是都合も宜敷相濟、江戸より申参り無之候て

ハ被成かね候との事ニ付、土岐信濃守へ千竈罷越申入置候、其後兩三度罷越候事、

同十年二月二日、同人より千竈罷出候様ニ申参り候間、罷出候處、

紀伊殿(徳川齊昭)より御隠居一位を御願被成候へ共、御大礼差支候間、御願

之通りニハ不相成との事、右故無拋事ながら此方も同様不相成との事、尤上迄ハ通り候て吟味被仰付候へ共、右之通り之事、又秋

ニも相成候ハ、如何可有之なと、被申候由申出、三日罷出從是直高輪へも

可申上様ニ被仰付候との事申出候へ共、其儀申上候ハ安き事、今一應何とそと土岐方へ申度候間、見合候様、猶明日明後日之内監物罷出候様申談度、少々存寄も有之候と申置候、

同二月四日、監物罷出候間、於廣座逢申候ハ、千竈申候處ハ致承知候へ共、最初土岐より出来候様ニ申、京都之方を取捨候様ニ申、

今更関東向出来ぬと申候てハ、京都へ千竈遣候事水に相成、京都之人ノ江對し無面目候、何とそ秋ニも相成候ハ、御願被成下候様、若此儀者不相成事候ハ、高輪へ格別之 思召を以と申事何に

ても被仰付候様、先當時芝も難渋故高輪不自由ニも候間、 思召を以、老後之樂シミニも可相成として御金五千兩か又ハ壹万兩か之内

拝領被仰付候へハ、格別と申處相成可申哉、又其上ニハ、芝之席越前通り之處も申度、高輪より御願立も有之候へとも不相濟、夫故申出候時節を相待居候へハ、是か其通りニ相成候へハ、高輪ニ而も御歎被遊候御事と存申候間、致相談候、芝へも申上、又千竈等ニも申談之上、不日七日十日之内ニ承り申度との事申候、監物も



同意之由申候、又神門へ近日之内罷出候間、藤兵衛ニも可申置候間、  
旁致相談候と申置候、

同六日、神門へ為伺御機嫌罷出候節、新村藤兵衛へ前文之趣相咄置  
候事、千竈を以八日土岐方へ書取差出候由申出候事、

3 同二月廿八日松平周防守方参り候節左之通り  
(文政十一年)

一最樹院様御靈屋御成就之上ハ、御在世中御懇意被成下、其上御續柄  
(橋田)  
も有之、旁隠居ニハ候へ共、拜礼仕度致相談候所、至極可宜、名  
内之願書差出候方と被申候事、則其趣環へ申付致吟味候所、留主中  
ハ名内之事故其通りニ申出候間、高輪へも申上候事、其上ニ而願  
書之案文も申上候事、

一嶋津又吉郎願之事も申候處、京極上総介・堀田撰津守方へ申候様  
(高橋)  
ニと被申候事、主計方ニも御咄可被下と申候、

一片桐石見守大坂御定番願引受宜敷、外兩人程有之候へ共、餘り不  
(貞信)  
宜候、石見事ハ宜敷様ニ被存候、大方相成候半との事被申候、  
(但御定番明き無之候ハ、大御番頭と申事申置候事、)

一高輪三位御昇進之事、此節最樹院様御贈官より事起候て、於新御殿  
(茂徳)  
何とそと被 思召上候へ共、當分ハ被成兼候間、周防守方を聞合候  
上ニ而御願立可被成との事申候所、水出羽方へ直書ニ而可申遣と  
(水野忠成)  
被申候へ共、是ハ先見合候様ニと申事故申出兼候と申候へハ、周  
(土岐明)  
防守より手紙ニ而土豊前方へ申遣、其様子次第ニ而可宜と被申候  
事、其趣三月朔日御城江も申上候事、

⑨ 「御請申上之下書留一」

1 戊十月 日、菊花折花献上之御直申上之下書  
(文政九年)

乍恐申上奉り候、寒冷日にまし相成候へとも、まつく 上々様か  
たますく御機嫌よくならせられ、御めてたくそんし上奉り候、扱  
不相替例年之通り庭前之菊花不出来ニハ候へ共奉入 御覽候、先  
年戴き候時とハ花も少々相替り候も有之候、御慰ミに相成候へハ難  
有そんし上奉り候、此旨御側まで、めて度かしく、  
又申上候、儀同様思召付ニ而、土岐信濃守存付之筋ニ而、高輪  
(朝利)  
へ官位昇進之御願有之候ハ、可宜、當時ハ格別之御身柄ニ候へハ、  
御願立も有之候ハ、宜敷御取計も可有之、三位之御昇進之御事故、  
神門へ御願被成候ても吟味もむつかしく可有之候間、先近衛様へ申  
上、彼方より御願立相願候ハ、御取計も被成安くと申事を、先  
達高輪へ申聞候處、是ハ如何様ニも難申上、芝へ御沙汰有之候様  
ニと之事ニ而、芝へ信濃守より取次人を以申遣候とて私ニも承り  
申候、此節留主居早川千竈と申者去ル六日ニ發足上京仕候、私よ  
(定衛忠照等兄弟)  
りも都君迄御聞濟有之御願立被下候様ニ相願置申候、尤木村へも  
直書ニ而申遣、肴代も遣申候、御願立之上ハ 御前よりも御願立  
(茂徳)  
之事とそんし上奉り候、尤先日高輪へ参り申候節左様之咄有之申  
候、高輪ニ而ハ、三位之處ハとても参りかね候半、正四従之處か  
と被存候、願ハ三位か宰相か之内と申遣候へとも、とふてあらふ哉  
との事故、是ハ随分三位か可参候と私ニハ存申候、當春儀同様一  
寸御咄も有之候事ニも有之候間、参り申候事ニ而候へハ三位ニ而

可有之と申候へ者歎ニ而候、都君へも一寸猶又相頼候と申趣可申遣哉と申候へ者、是ハ何も掛り合ニ而も無之候間、可宜と申候へ共、一寸相願候間、何分宜敷相願候と計申上候方猶以可宜と申候へ者、左候ハ、跡を申遣候様ニと申事ニ而候、木村へ之事ハ極内々ニ而御座候、左様ニ被 思召上被下度そんし上奉り候、従高輪申上候哉如何ニ而御座候、若いまた不申上候ハ、是ハ極御内々御聞置願奉り候、此儀何卒成就有之度事ニ而御座候、此旨極御内々申上奉り候、此旨御側迄申上候、めて度かしく、

2  
(文政九) 戌十月十二日御封物戴き候ニ付御請下書、十月十四日に出申候、

御請乍恐奉申上候、日ましに寒さ相贈し候へとも、まつく 上々様かた益御機嫌よくならせられ、御めてたくそんし上奉り候、扱ハ高輪昇進之事申上候處、御前(茂態)ニも左様ニ 思召被為在候との御事、難有そんし上候、いまた高輪よりハ不申上との事故、極御内々被遊候との御事、承知仕候、都君方迄御頼(正海出願卒 齊皇女)ミ被遊候哉との御事、一甫へも相談仕候處、至極可宜と申遣候間、御頼ミ被遊候様ニとそんし上奉り候、京都へハ留主居十三日か十四日ニハ上京之日合ニ而御座候間、少しも早く被仰進候方可宜とそんし上奉り候、左様ニ御承知被遊候様ニとそんし上候、また菊の御花差上申候處、上様江入 御覽候との事、難有そんし上奉り候、また菊の御花も戴き、難有美事ニ咲出候事ニ而御座候、御礼申上奉り候、田安江ハ菊之御花見二十五日罷出申候、豊後守事ハ御寛々と初而罷出申

候、十三日ニ菊花ハ御内々にて田安より被下候、また私方きくも十四日ニ差出申候、呉々も京都江ハ少しも早く被仰進候方可宜とそんし上奉り候、神門へ御願ハ先く御見合、是ハ高輪より何とか可申上、若不申上候ハ、一甫相談、其節何分不日可申上候、此旨御側まで奉申上奉り候、めて度かしく、

3  
(文政九) 戌十月 日御封物ニ而相願候千早城繪出来被成下候御礼下書

乍恐御直ニ申上奉り候、両三日ハ雨天不順之事ニ而御座候、まつく 上々様かた益御機嫌よくならせられ、御めてたくそんし上奉り候、左様に御座候へ者、當春相願候千早金剛山之繪出来被成下候との御事、鯛一折御添被遊候て拝領、是者兼々内願致居候繪柄にて、誠に以冥加至極ニ難有仕合奉存候、永家宝ニ仕候て、幾久敷 御恵之程を可奉拜と難有仕合そんし上奉り候、御礼之義厚ふくいく重もく申上奉り度候へ共、中く心中をハ筆紙ニハ尽しかたく、誠に難有仕合そんし上奉り候、先不取敢御礼申上奉り、猶又近日之内御礼申上奉り候、早束ニ表具申付可仕候、御礼御側まで申上奉り候、めて度かしく、

又申上候、高輪官位之事ニ付被仰下、承知仕候、是ハ少しも早く被仰進候様仕度候、三位と被仰進候方宜敷、とふも出来かね候ハ、宰相ニ而も宜敷候へ共、是非三位と申様ニ被仰進候方かと乍恐そんし上候、何とそく早く被仰進候様奉願候、扱神門ニ而も餘程之御事ニ被為在候所、段く御快然と相伺申候、御早御快氣被遊

候やうにとそんし上奉り候、また十五日ニハ 上様御昇進之仰  
出御三家方へ計有之候由承知仕、誠ニ以恐悦至極そんし上奉り候、  
當御代ニハ四十年之 御代之由、是も目出度御事ニそんし上奉り  
候、又町印へ之代筆之直書之事、孝より申遣拝承仕候、委しく孝方  
まで申上候、左様ニ 思召候様ニとそんし上奉り候、此旨御側迄  
申上奉り候、めて度かしく、

4  
戊十月廿一日御札献上物之節御直申上之下書

乍恐御札御直申上奉り候、寒冷日増に相成候へとも、まつく  
上々様かたかた益御機嫌よくならせられ、御めてたくそんし上奉り  
候、左様に御座候へハ、十八日ニハ當春より兼相願候御繪、鯛一  
折被相添出来上り候由ニ而拝領被 仰付、誠ニ以冥加至極、あり  
かたき仕合そんし上奉り候、永家宝に相傳候て、厚蒙 御惠候程を  
可奉拝と、誠ニ以難有、心中之ありかたかり候處ハ何と申上相届  
候哉、中く筆紙ニも尽しかたく御座候間、何分ニも御汲受、宜  
敷御札被仰上被下度奉願候、是ハ年来之心願ニ而御座候處、此節  
成就仕候事、御威光之程難有仕合そんし上奉り候、左様御座候て、  
御文庫之内 嶋ちりめん三反

御臺話 一臺  
御取肴 一箱

右之通り、龜末之御事ニハ候へ共、御札申上候印迄ニ献上仕候、  
何分にも宜敷成合候様御たのミ申上候、呉くも御繪ハ難有、御札

いく度もく申上候、此旨御側まで申上奉り候、めて度かしく、

又申上候、十八日之夜、孝より御取肴之箱遣、文も參、細くと拝  
承仕候、則其箱しらせ候て差出申候、左様ニ被 思召上度そんし上  
候、先日ハあらく御請申上恐入奉り候、高輪之昇進之事〔近衛経親事〕圓臺院宮  
様へ被仰進候との御事、難有そんし上奉り候、先日も申上候通り、  
三位と被仰進候方しつかりといたし可宜とそんし上候、宰相之方  
ハ出来安き方ニ而候へ者、先三位を御願、とふもく出来かね候  
ハ、宰相と申様ニ仕度、猶又此旨申上奉り候、又神門へ御願之事  
ハ先日も申上候通りか可宜とそんし上奉り候、神門御不例も日々御  
快氣之様ニも相伺申候か、如何ニ而候哉、御案し申上候、扱又町  
印へ代筆直書贈物者、先日申上候通り、此節ハ立派ニ仕候て遣候  
方可宜と存申候、此後ハ仰戴き候通、何そかすき之やうな物を相  
贈可申候、返事者遣可申哉、何卒返事ハ参り申候様ニ仕度そんし  
申候、孝へ内々申遣候通り、町印の心の直り申候様、私之心得ニ  
而祈禱申付候間、其為ニ返事有之候へハ其内差支無之文言之處遣  
申度、夫ニ候へ者猶當御座候て宜敷御座候、是ハ少しも無構者に  
て、御心遣之事ハ無之事ニ而御座候、又掛物表具出来上り候上ニ而、  
安藝守父子弟共・住吉内記外庭茶屋へ招呼候て卓子を遣可申と存申  
候、其節少々計遣物可仕と存申候、孝ニも其節何ぞ遣可申とそん  
し申候事ニ而御座候、此旨御側迄申上奉り候、めて度かしく、

5  
戊十二月廿七日孝迄申上候御直申上之下書



乍恐申上奉り候、まつく御機嫌よくならせられ、御めてたく  
そんし上奉り候、扱先達申上候高輪昇進之事ニ付京地へ留主居差  
上候御返答有之、随分京都ハ御都合宜敷との事申参り候、(近衛忠房)内府様  
より御前江御書ニ而被仰進候との御事も承知仕候、もはや相届  
申候哉、相伺申候、何孝より被仰下度相願申候、また木村大藏大  
丞より之返答も申来り候、此趣ニ而外ニ申上事も無之候間、木村  
之返答を極御内々奉入御覽候、相濟孝より御返し奉願候、また  
都君(近衛忠房)よりも返事御座候、是も同様之事ニ而あらしニ御座候間、  
是ハ御覽ニ者入不申候、何分相願候間、宜敷御願立被下度奉願候、  
此旨御側迄申上奉り候、めて度かしく、

⑩ 「御直請御直申上之下書留三」

1 亥正月十四日氷川より御沙汰ニ而文来ル返事下書(文政十一年)

御ふミ致拜見候、餘寒つよく候へ共、まつく御機嫌よく御め  
てたくそんし上候、扱高輪昇進一件之事ニ付御けん(橋治清)のんニ而御尋、  
拝承仕候、先達木村之手紙入御覽候通り、京都之方ハ宜敷候へ共、  
関東之事ハ関東より御沙汰無之候てハ、京都より起而之御沙汰ハ  
無之事候由、手紙ニも相見え申候へハ、何れ儀同様へ相願候外無  
御座候、土岐方(朝利)ニも芝より申遣能承知、また一甫(堀本)ニ而儀同様ニも  
申上置、能御承知被遊候由、一甫より申遣承り置申候、夫故公家衆

参向ニ而も京都より被仰進候事ハ無之儀と存申候、何れ関東之御  
沙汰次第之事ニ而御座候、明日ハ儀同様へ罷出候間、猶申上可申候、  
新御殿(夜)よりも儀同様へ御まかせ被遊候間何分宜敷御願被遊候との事  
を可申上候、私よりも同様ニ相願候と可申上候、また芝より罷出  
候節も同様に御願申上候事ニ申談置候、此義ハもはや何方も宜敷、  
只今ハ老中衆計之處、其外ハ皆々承知との事も儀同様より一甫へ被  
仰候て承知仕候間、此上之處者運次第之事ニ而御座候、少しも御  
けん(松平康任)のん之事ニ者無之候、周防方へなり共との御沙汰候へ共、先  
何方ニも手入無之方宜敷との事も土岐より芝へ申候との事も承り  
申置候、左様ニ被仰上御安心被遊候様ニとそんし上候、此旨申上候、  
大乱筆宜敷御見分可被下候、めて度かしく、  
又申上候、一甫事ハ此度ハ餘程之事ニ而、せんしやくつよく、左  
となう乳之下いたミ、起居も獨ニ而ハ致かね候との事、十一日之  
日に芝より承り申候間、十二日之日に手醫師を見廻ニ遣申、伺も  
為致申候、罷歸り候上承り申候處、せんしやく之至而強く有之、左  
之乳之下いたミ、起居も難成、先日内ハいきたはしく有之、人之物  
いふ事もいやニ被存候へとも、夫ハ昨今ハ少く宜、ミそけも少  
しハ給へ申候由、足に所くはれ出申候、左様之事ハせん氣ニハ  
有之候由、今通りニ而ハ心遣之事も無之、永引ハ可致と申事ニ而  
御座候、十三日に又々見廻之重之内遣申候事ニ而御座候、早く順  
快仕候様ニ仕度候事、乍序申上候、めて度かしく、

2 亥正月十四日御封物被下候御請下書留正月十六日ニ差上候こと(文政十一年)

御封物拝見仕候、まつく、御機嫌よく被為入、御めてたくそんし上候、左様候へ者、不動之印像之繪形御受取被遊、御見合、若御なりかね候ハ、又々仰戴き候との事、何届ニ而も相伺可申候、

一御力ニ相成候御側之人々江何品ニ而も遣度と相伺候處、至極宜敷遣候様ニ仰戴き、拝承仕候、其御方之ふうき合候品一ツハ有之候へ者宜敷とて、銀御香箱被成下、是を一ツ被入、四人へ外二品か一品添、三品ニいたし候様、難有拝承仕候、孝へ八年もとり候間細類ニ而も遣申候様、是又承知仕候、御かんさしも御内々御廻しニ相成候義相伺申候、四人と被仰下候處、先日之御封物には、御中臈頭哥川・御中臈りを佐川之世話・同しか波江の世話・同かねたか世話・同りち・孝、六人にて御座候か、哥川・孝へハ孝へ遣候様なる品ニ可仕哉、相伺申候、いまた品ハ相極メ不申候間、其内見合可申候、廿日後ニ遣候心得にて御座候、又曾我事ハ孝より申遣承知仕候、廿二日ニ林播磨守相招き申候、其節相招き候様ニ仕候、孝へ猶又尋遣候へ共、十四日ニ桃次郎参り申候間承り候處、委しく相分り申候、林方より早束曾我伊与守方へ申遣候所承知、又別段御内々にて桃次郎弟を申遣候てケ様ニ承知仕候、祖父とハ申ながら実ハ父にて、私へ御内々ながらも白金へ罷出候様ニとの御事、誠ニ以難有、先々御内々御礼白金へ申上候との事、林方へハ一通り之様子と相聞申候、伊与守代ニ昔之事共被 思召出候御事、誠ニ以難有、呉くも御礼申上候との事、桃次郎より承り申候、弥廿二日ニ相招き申候、其上ニ而猶又委しく可申上候、返付ハ林方へハ自づから不申事も有之候事と存申候間、私ニも其考へ致候事ニ御

3

座候、また高輪昇進御けんのん之事ハ、先日孝へ申上候にて御座候、又浅井之書付も御内々入 御覽候所、御受取被遊候との事、信の心之人にてハ無之と相見え申候、此旨御側迄申上候、めて度かしく、又申上候、十五日神門江罷出候處、御吸物等も出、夫より御逢被成候、御挨拶向者少しも御替りハ無之候へ共、先達而見上候とハ御替り、餘程御勞すい被成候様ニ見上申候、高輪之事も長申上度候へ共、右之御様子故長くハ申上兼、只京都之事ハ何分宜敷と申上候處、左様ニ申置候かいまた何分不相分との事、分り次第ニハ可申との御沙汰ニ而候、夫ニ而直に相下り申候て致退散候、御心中ハ実ニ慥ニ被為入候御事ニ而御座候、何も京都之事ハ御都合も宜敷御座候間、左様ニ被 思召上度候、此旨御側迄申上候、めて度かしく、

亥二月四日御封物被下御請之下書認、同 日差上ル

御直ニ御請申上奉り候、先々御機嫌よく御めてたくそんし上奉り候、扱神門にてハ先ニ内門不出来之由相伺申候ニ付、用人共ニ而時候之伺御機嫌申上、猶委しく承り申候處、五日計御通し無之、朔日か二日ニ之内御通しも有之候へハ又御宜敷様ニ相伺申候、私事も十三日ニハ伺御機嫌ニ罷出申候様ニ申上置候、猶其上ニ而可申上候、また一甫事ハ扱く急なる事にて御座候、是ハあま不養生にて、召仕女も五人有之候様ニ承り申候、中く左様に有之候てハ自分ニも覚え可有之とそんし申候、しかし自分ハ妓之道ニ而候へ

者本意ニ而候と存申候、右之かはりニハ、段々御考へ被遊候處に、  
桂川甫筑可然哉とも被 思召上候との事、何も存居候事故早く分り  
可申との事、なる程左様ニも可有之と存申候、乍恐私存付之處を  
御内々申上候間、外々へハ御沙汰なし、甫筑事ハ随分宜しく候半な  
から、御酒なども場所のミのやうニ承り申候、夫者宜敷候へ共、  
御沙汰など之事をもらし候様ニ有之候て者如何敷存申候、御酒之  
上者如何様ニ有之候哉、猶又招呼相咄可申、其上にて何卒御きは  
め被遊度ぞんし上候、田安御方へハ猶又誰か宜敷候哉、是又相伺申  
置候様ニ仕度候、

一京都よりの内府様之御文拜見被仰付、拜見仕候、京都の方ハ宜敷と  
の事、先難有ぞんし上候、極御内々申上候間、是ハ先高輪へハ 御  
沙汰なし願上候、去ル二日夕方、土岐信濃守方より留主居千竈事呼  
ニ参り罷出候處、高輪一件之事、此節紀伊大納言殿より一位之御  
願有之候へ共、御大礼前故、夫ニ付候様ニ相成候てハ外ニも有之  
候へハ御差支ニ付、御願之通りニハ不相済候間、高輪も同様之事  
と申候由、尤 上へも入 御聞御吟味被 仰付候事之由候、其跡に  
て信濃申候ハ、秋にも相成候ハ、又宜敷も候半哉と咄にて候、右之  
通り千竈より芝へも申、私へも申候、是より高輪へも申候との事申  
候間、先高輪へ申候事ハ見合候様申置候、三日ニ家老監物召呼候  
て私之存寄相談、其趣者、最初信濃より口出し、夫より京都之掛合  
ニも相成申候事ニ候へハ、只今不相済と申候てハ京都の方へも先  
ハ面目なく、最初ハ京都さへ宜しく候ハ、関東者儀同様之事も有之  
候間随分可宜と申、就之事故京都へも遣申候ニ付、當秋ハ何卒被  
仰付被下度、豊後守兩人より相願候、此俟ニ而ハ京都へ申遣候事

も水ニ相成候、若々此儀難被仰付候ハ、高輪ハ格別之御詔合ニ  
付ハ、當時芝ニ而も難渋之時節故、何か手當不行届不自由ニも候間、  
老後之楽ミ旁ニも可相成、格別之 思召を以御金一万両も拝領被  
仰付候様なる事ニ而も宜敷、何か此引替を被仰付度との事、今一  
應相願申度相談申置候、又先達ハ高輪より豊後席越前通り之願も有  
之、不相済候、是も又々申立之木口ニも相成可申哉とも相考申置候、  
是ハ都合ニより申出候心得ニ而、只此なりニ而ハとふも心かゝり  
申候、高輪ニ而も先ハ芝と私存寄と申事ニ而かまひ無之事故、何  
とそく相済申候様ニ仕度、三位よりハ席之方軽き事ニ御座候へ  
ハ、万一相済可申哉も難計、是ヲ相済候へ者高輪之存通りニ相成、  
歎ひ可申と存申候、夫故先高輪へハ不申と申候、私事神門へ十三  
日ニハ罷出候間、藤兵衛ニ咄可申と存申候、其上ニ而又何分之事  
可申上候、高輪ニ而三位之事ハかまい不申とハ申候へ共、左様ニ  
相成候様ニと心ニハぞんし可申候間、何卒相はたらき申度事ニ而  
御座候、また初メ之起りハ土岐信濃守之口出しニハ候へ共、是ハ  
儀同様之思召ニ而候事ハ一甫より前以承り居候事ニ而候、左様ニ  
被 思召上被下度候、尤京都之御文拜見之事ハ誰へも不申候様ニ  
との事、承知仕候、又四人之者共へ贈り物者御都合も宜敷との事、  
難有ぞんし上候、乍末御指之御痛ミも少々御宜敷、御認メ物も被遊  
候由、難有ぞんし上候、此旨申上候、御重之内戴き御札申上候、此  
旨御側まで申上奉り候、めて度かしく、

但京都之御文返上候、

⑪ 「御直請御直申上之下書」

1 同二月廿九日内々周防方相談之事共申上候下書(文政十一年)

乍恐申上候、両三日ハ花色相催申候、まつく御機嫌よく御めてたくそんし上奉り候、左様に御座候へハ、廿八日、松周防守方へ縁達後初而参り申候て、先日被仰付候高輪官位之事相談仕候處、是ハ左様ニも可被 思召上候御事御尤之事ニ而御座候、新御殿御願立有之候ても可宜と申候間、其儀者當分ニ而ハ被成かね候間、一先様子を聞合候上ニて御願も可被成との事申候へハ、左候ハ、周防より土岐豊前迄内々書付ニ而可申遣、其上ニ而何分可申との事申候、周防事ハ至極引受宜敷御座候間、先々申上候、猶又来月十五日私方へ周防参り申候間、其節承り萬々可申上候、 思召も御座候ハ、其内ニ承知仕置可申候、左様被 思召上度そんし上候、且此草木之書物者新判之由ニ而貫申候間、奉入 御覽候、二通り差上申候間、一通りハ御上ケニ相成候へ者難有存上奉り候、御上ケニ相成候ても何も差支等ハ無之趣も承届ケ置申候、左様ニ被 思召上度そんし上奉り候、此旨御側まで申上候、めて度かしく、

2 同三月十一日御封物被下御請明日一所ニ差上候下書(文政十一年)

御封物又く戴き難有拜見仕候、不順之事ニ候へ共、まつく御

機嫌能御めてたくそんし上奉り候、左様ニ御座候へ者、先日御沙汰御座候高輪之官位之事、又く御尋被遊候處、百ニ相成候ハ、いかやうとも、夫迄ハみつれハかくると申事候へ者御断申上候との事、夫故周防方へ者断きりニ而無之、相含ミ居候様ニと申候様ニとの事、奉畏候、十五日ニハ弥参り申候間、其節ニとくと申置候様ニ可仕候、また御書添恐入奉り候、十五日ハ周防守父子二男弥三郎閑事も参り申候事ニ乍序申上候、此旨御側まで申上候、めて度かしく、

⑫ 「御直請御直申上之下書」

1 同四月廿六日御封物戴御花入戴候御請外に申上候事下書(文政十一年)

御封物御直請乍恐申上奉り候、梅雨中不順之時候御座候處、まつく御機嫌よく御めてたくそんし上奉り候、左様御座候へハ、此程ハ御仕舞被遊、先御押通り御宜被為在候との御事、難有そんし上候、いまた御ねあせ等ハ被為在候との御事、是ハ御急ニハ御直りかね被遊候との事、追而御順快被遊候御事とそんし上奉り候、扱又龜末之すし・花盛差上候處、蒙 御意恐入難有そんし上奉り候、また廿六日ニハ御封物御花入戴、ありかたくそんし上奉り候、御礼御側迄奉申上候、又町印もをし通り宜敷との事、先く夫ハ宜しき事ニ而御座候、浅井事も町印之手をはなれ、方くの祈禱をも



致候との事、只今迄の處ニハ居不申、外へ参り候との事ニ御座候、先夫ニ而宜敷候へ共、此末いか、候哉とそんし申候、

一奉申上候、(高津重孝)榮翁官位之先年ハ滿れハかくると申候て御断申上、御

願立無之様ニ申上候、私ニも其通申聞置候、然共私そんし候ニハ、

もはや八十八も来々年ニ相成候へハ、何とそ三位昇進為致度、日夜

存居候迄ニ而御座候處、(安重)脇坂へ其咄し致候處、是ハ尤なる事ニ而候、

左候ハ、老中方少々聞合呉れ候様ニ申候處、早東水野出羽守方

を脇坂直ニ咄合候處、此節ハ引受宜敷もやうニ而候間、(茂能)御前申

上御願立有之度、私・豊後(島津重典)よりも願出候様ニと出羽守も申候との

事を承り申候、然共高輪より御断申上置候事ニ候へ者、御前へ

申上、御沙汰を奉待候と申置候へハ、折角早くと申事ニ而、去ル

十八日、源五郎母召呼候て能々申聞、(森山り、森茂能付申應)かゝへ能々申呉れ候て入

聴候様ニ申候處、色々訳合有之、急ニハ申上候事もなりましたく申

述候、其後相待候へ共、何とも不申来候處、脇坂より催促申来候間、

申上候事ハ早東申上候へとも、彼是御訳合も有之、又高輪より御断

申上候事も有之候へハ、急ニハ御承知も不被遊候事ニも候半間、

能々申取不申候てハ相成かね候と申遣候處、左候ハ、高輪へ申上、

脇坂より申ほとき候ハ、如何と申候間、夫者宜敷候半、先私より申

出候筋ニ而ハあしく候間、脇坂存付之處ニ而申出呉候様ニ申遣候

處、廿六日、脇坂事退、城ヨリ高輪へ参り候て、脇坂之存付を申、(七)

御断申上候ハ其身之事ニ而、家はそと申事を残し候様ニと段々申

候處、榮翁事致落涙、御信切に被仰聞候處、忝御尤之事ニ而候へハ、

弥左様ニ可致と申御口ふり出候間、扱実ハ私より申出候との事を

申候へハ、能々引受歎候との事、是ハ自分より願かね候へハ、自

2

(文政十三年四月)  
同廿八日氷川方より申上候下書

つから私・芝より願方可宜との事ニ相定り候間、昨日者私事承知  
之為礼高輪へ参り申候、右ニ付ハ御断之處御すて被遊候て、何と  
そ御願立被遊様ニ奉願候、自つから御前之御方へも願書差出候  
間、其上ニ而御願立被遊候様ニ奉願候、尤出羽守方へも願書を私・  
芝より差出候事ニ御座候、此度ハ出羽守引受宜しく、何ニ被仰付  
候て誰も何とも申者ハ無之、老中吟味物ニ而ハ無之、是者思召  
物ニ而、被仰出候へ者老中も承知仕候外者無之との事、また先例  
も無之、後例ニも不相成事、只々思召之處より外ハ無之との事  
申咄も脇坂より承り申候、近々願書佐川方迄差出候様ニ可仕候間、  
何とそ御願立被遊被下度奉願候、猶委しくハかゝへ御聞被遊候  
様ニとそんし上奉り候、此旨御側迄申上奉り候、

乍恐申上奉り候、今日餘程薄暑相催申候、まつく御機嫌よく  
御めてたくそんし上奉り候、左様ニ御座候へハ、かえよりも申上  
候との事承知仕、能く御承知も被遊候との事、難有そんし上奉り  
候、今朝も申上候通りニ而、高輪之方も能く承引仕居候間、此  
上之處何とそ是まで之願事故、中ニ而いろくともめ候て不宜候  
間、乍恐上様へ御直ニ御願被遊候様ニ奉願候、此度ハ能く御  
願被下度、私・豊後守名前之願書近々差出候上ハ、何とそ御直  
ニ被仰上被下度、偏く奉願候、此旨申上候、猶其内乍恐御相  
談可申上候、めて度かしく、

同五月八日之御請十六日申上候下書(文政十三年)

乍恐御直ニ御請奉申上候、追日薄暑相成候處、まつく御機嫌よく御めてたくそんし上奉り候、扱ハ御庭之花あや(め脱力)一生被成下、美事之事ニ御座候、日々相詠、只今もいまた宜敷御座候、御礼申上奉り候、しかれ者私共願書さし出候儀ハ、周防守方江私持参致差出、それを(水野忠成)出羽守方江さし出呉れ候ハ、宜敷段、内々出羽守より脇坂を以傳言ニ御座候ま、十三日私願書を周防守へ持参致候はづの所、私義此節時候ニ相さ、はり、いかゞ致候半と致候所、周防守事も風邪にて、私参り候事断申参り、文通にて願書さし遣候ても宜敷と周防守より去ル十二日申参候ニ付、やはり十三日周防守まで願書手紙にて差出申候、左候ハ、私持参いたし候筋に取計呉候との事ニ御座候、同日土岐(御直)豊前守へも願書さし出申候、是者脇坂(伊木)まで七郎右衛門を以頼こし、直ニ其日豊前守江脇坂文通にて願書差出呉申候、尤同日出羽守へおくり物左之通り、青籠肴一・樽一荷・杉折一・菓子・にしめ、右之通り相おくり申候、口上者時候尋と申筋ニ御座候、土岐豊前守江者十四日左之通りおくり申候、青籠肴一・杉折一・菓子・にしめ、右之通り時候尋と申候筋にて七郎右衛門使者にて相贈申候、出羽守・豊前守もしこく宜敷き引請にて、先ハ都合宜敷御座候、扱また十四日夕方脇坂より七郎右衛門参候やう申来候ニ付、直に差出候處、昨昼殿中にて豊前守江脇坂面會致候節、豊前守申候者、栄翁事(御直)まねなる長壽、ことに御内縁と申、外に類もなき事、殊に私共孝道の一筋を以願出候わけしこく尤

なる事ニ候間、折角あつく世話致呉候心得ニ御座候、しかしながら新御殿様御内々上様江御直ニ御願被遊候うへなうてハ、とても上様へ伺候事も成かたたく、又大奥向へハ猶以咄も出来不申候事ゆへ、もしく上様江新御殿様より御願遊し候との御事白金へ御内々相しれ候ハ、そと其もと脇坂事まで白金より御しらせ御座候やういたし度、左候ハ、一寸手前迄豊前守事御内通給り度御座候、上様ニも近年者御政事向彼是と御念入らせられ候御事故、たとへ新御殿様より御願あらせられ候ても、御ふくミ置被遊候と計上意にて、高輪事ハ御身近き御事ゆへ、御三家方其外老中なとへ御遠慮被遊、いつまでも豊前守なとへ上意無之御事もはかりかたく候間、新御殿様より御内々上様江仰上られ候との御事一寸御内通被下度、左候ハ、御模様をせつかく心かけ、少々にても御口出しあらせられ候ハ、いかやうにも御取なしを可致候、又其上ハ上意無之とも伺候事も出来申候間、何分ニも新御殿様より仰上られ御事をそて御内通被下度との事、十四日、右之通り脇坂より七郎右衛門江申含候間、御前様より御内々御伺相すみ候ハ、何とそく一寸御しらせいた、き度願奉り候、出羽守・豊前守江さし出候願書にも新御殿様江内々相願奉り候との文言も相認置候義故、いつれにも表向佐川方江願書差出し不申候てハあしく御座候ま、上様江御願仰上られ候うへにて、もはや佐川方江願書さし出候ても宜敷との御模様もあらせらるべく候間、其御模様を一寸仰被下候やう願奉り候、左候ハ、表向佐川迄願書さし出候様可仕候、佐河まで差出候願書ハ、高輪より佐川まで何分宜敷と申候事を頼ミこし候上にて願書さし出候方御都合よろしく御座

候ハ、其通り取計可仕候、此義ハ何も 思召通りニかしこまり奉り候まゝ、何分仰いた、き度願奉り候、私事此節少々時候に差障り候へとも、當分の義ニ御座候、恐ながら御あんし被遊さるやう願奉り候、まつくあらまし申上奉候、めて度かしく、

4 (文政十三年)  
同六月七日御封物来ル同十一日御請下書

御封物戴難有拜見仕候、土用中不順之事ニ候へ共、まつく御機嫌克御めて度存奉り候、

一そせう白御端もの三反いた、き、難有そんし上奉り候、御礼厚申上奉候、

一暑中御き嫌伺ふみの儀仰戴、拝承仕候、是ハ三四ヶ年以前より暑寒とも奉文計ニ而御きけん伺奉候事ニ御座候、

一私事去ル四日此節の事ニ付周防守方へ礼として罷越申候、其夜半よりぬけはのいたミつよく罷成り、月半迄ハ難き仕候へ共、段々心よく、今ハよ程宜敷候得共、御請の義委しく申上かね申候事ニ御座候、

一此節の儀いまた御都合も御座なきとの御事、拝承仕候、出羽守(水野忠成)・豊前守(土岐型)兩人共至極ひきうけ宜敷御座候間、御都合次第被仰上候やうニ存奉り候、

一其後ハ御つわき被遊候よし、有難、両三日又く少々御不例の由、折角御養しん被遊候様存上奉り候、御祈禱の儀ハ早そく申可遣候、一あざいの儀周防守より承り、猶脇坂(安達)よりもうけ給り申候、段く

はくじやうも致候うち、町印等ノ名前も有之候よし、右ニ付何ぞ町印へ相か、り候義も有之可や、もし左様の事有之候にも、しらぬ顔にて御かまいなきやう、かならずく御れんみんな無之様ニ相願申候、是迄私へ御内々仰付られ候事共、御れんみんなにてハせんもなき事ニ相成、せつかくと先年より相はたらき候て是まで仕候事もむへきに相成、残念至極存奉候、恐ながら此節ハ御れんみんな御座無やう願上候、もしく御れんみんなも御座候て、此ご町印の事をまたく御戴候とも、何も御断申上候心得ニ御座候、呉にく町印へ御れんみんな無やうニ願奉り候、猶段く相わかり候ハ、御内々申可上候、此旨御側迄申上奉り候、めて度かしく、

5 (文政十三年六月)  
同十二日御封物被下、内意書月付之處五月与有之、六月と認め直

し候様ニ被仰下、外短き内意書を佐川方へ差出候様、書直ハ明日御請と一所ニ入差上候様ニと被仰付候ニ付、御請下書相認め申候、

御封物戴拜見、則御請申上奉り候、両三日ハ時候も先よろしく候へとも、まつく御機嫌よく御めてたくそんし上奉り候、左様候へハ、昨日御内意書を佐川方迄差出候處、月付五月と有之候儀氣不相付、誠ニ恐入奉り候事ニ御座候、御断申上奉り候、色く申上候も恐入候へ共、五月中ニ認め置候て、辰之口等江も五月差出候事ニ候へハ、其處ニ氣不相付、誠恐入候事ニ而御座候、いまた御差出ニも不相成候内ニ而、ありかたく、何分ニも宜敷奉願候、則昨日之御内意書も認直し、外ミしかき御内意書 上へ差出候と申筋

〔文政十三年〕  
同六月十七日御封物被下御請十八日申上候下書

にて佐川迄差出申候間、何分ニも此上之處偏に〱宜しく奉願候、書直候ハ御請と一所ニ入付差上候間、御引かへ御序御下ケ被下候様ニ奉願候、誠以恐入候次第、いくへニも御断申上候、猶餘事ハ外ニ可申上候、此旨御請御側迄申上奉り候、めて度かしく、

御封物被成下拜見仕候、不順之時季候へ共、まつ〱御機嫌よく御めてたくそんし上奉り候、御花臺戴難有そんし上候、御礼申上候、一此節願書花町引受宜敷、又瀬川も宜敷との事、先〱何方も都合ありかたき事ニ而候、十七日比ニハ土岐方へ申候との事、拝承仕候事ニ御座候、

一京都へ之事、先年此方よりも近衛様迄相願候て、其節関白様も御引受宜しく御座候、此度之事いか、と存、留主居勤之用人を以極々内々御祐筆頭方聞合候處、又々京都へ申遣候ニハ不及、関東より被仰遣候へハ自つから夫ニ相なり候との事申候間、私方よりハ京都へハ何とも不申遣候へ共、御前より内府様へ御直ニ被仰遣候事ハ随分〱宜しく御座候半と乍恐そんし上候、左様ニ被思召上候様ニとそんし上候、

一高輪へ御都合宜敷との事被仰遣候哉、いまた不被仰遣候間、私之心得を申上候様仰戴、拝承仕候、先日十三日佐川返事之趣高輪申遣置候間、夫ニ而可宜、あまり都合宜しきと承り申候てハ氣せわしく相成候て、出来候様ニ若々そんし候てハ不宜、被仰遣候ニも一通

〔文政十三年〕  
同六月廿五日御封物被下御請七月二日申上候下書

り仰遣ハされ、氣せわニ相成不申様ニ被遊候方かと存申候、先ハ不被仰遣候方かとそんし申候、今少しいたし相分り候時か可宜哉と乍恐そんし上候、

一土砂之事仰戴き、先私持合候を差上申候、又々申遣候て差上候様ニ可仕候、

一今日御用分計御請申上候、猶浅井等も少〱ニ而承候ハ、又々可申上候、

一私事もはや順快仕候へ共、少し計残り候様ニ覚申候、仕廻ハ仕罷在候事ニ御座候、

一佐川事此度ハ能わかり候てわせい<sup>(ママ)</sup>たし候との事、拝承仕候、

一此後少しニ而も御もやうも有之候ハ、仰戴度願上奉り候、此旨御側迄申上奉り候、めて度かしく、

御請乍恐申上奉り候、秋暑つよく御座候處、まつ〱御機嫌よく御めてたくそんし上奉り候、扱又浅井事ニ付ハ不存寄御品拝領被仰付、誠以難有仕合そんし上奉候、其内見合脇坂<sup>(安重)</sup>江為戴候様、拝承仕候、宜敷取計可申候、また七郎右衛門<sup>(伊本)</sup>ニも御硯箱を私より為戴候とて被成下、誠ニ以私ニおひて身ニ餘冥加至極、ありかたき仕合そんし上奉り候、何と申上様も無御座、只夢かとそんし上奉り候、七郎右衛門へ早束為戴候處、只々恐入、何も申上様無御座候次第ニ而、ありかたかり申候事ニ而御座候、段々思召之程ありか



たき仕合そんし上奉り候、御礼厚ふく上奉り度、御側迄申上候、  
一 此節之事ニ付、廿二日瀬川罷出申上候御ふり合之事共被仰下、至  
極都合宜敷、花町事(夜添付奥女中)も宜しく、飛鳥井事(家斉付上臈御年寄)もよく心得候との事、先以  
ありかたき仕合存上奉り候、其外御委しく仰戴難有そんし上奉り候、  
また願書も認ふりよく候との事、誠ニ御差圖ニ而難有認メふりも  
宜敷相成、ありかたき仕合そんし上奉り候、長きかたも願書受取申  
候由、追々土岐豊前(御物目)へも相談之事とそんし上候、

一 浅井事ニ付ハ、此節者 思召之通り遠嶋ニ相成、誠ニ以 御安心  
被遊候との御事、先以私ニおひてもありかたき事無此上事ニ而御  
座候、大奥向取さたも無之との事、またケ様之しんじんと大奥  
向ニ無之様ニとの御さたも有之候へハよろしくと 思召上られ候  
との事故、いまた致かたも御座候半とそんし上候、脇坂事大手から  
との事、極御内々一寸為伺置候様ニ可仕候、脇坂へ御品為戴候上、  
何分御首尾可申上候、

一 此かすていらトぬかこ、折ふし申付候間、奉入 御覽候、ぬかこハ  
手作にて初物ニ而御座候、またかすていらハ毎私より差上候通り  
ニ申付候とて、実ハ誠ニ恐入候へ共、私迄七郎右衛門より貰申候間、  
恐入候へとも、ありかたかり申候印迄ニ私より差上申候、御上ニ  
相成候て宜敷御座候、極御内々申上奉り候、

別紙ニ申上、

一 松平因幡守事実くハ三月比ニ遠行仕、跡之事共有之延引、忪も  
(池田斎庵)  
国元より着仕候、先年より承り候へ者、忪へ御住居を相願候様ニ  
も承り申候、只今御相應之 姫君様被為 在候哉、忪十二三才、其  
より上ニ而ハ無之、其下ニても候哉とそんし申候、私方娘豊後守  
(島津齊興)

養女幸事十才ニ而御座候、御差支等も無之事ニ候ハ、先方へ申  
かけ申度御座候、其所何分相伺申上度、不日仰戴度奉願候、因州方  
へ遣候へハ無此上私ニハありかたき事ニ御座候、

一 孝事も當分ハ引入候との事、何かけかいたし候との事ニ而、泡盛  
貫ニ参り申候、もはや宜しく、両三日中ニハ出勤と申事承り申候、  
脇坂へ被下物之事ニ付、孝へ少々存付申遣候事有之候、御聞被遊  
候事とそんし上候、

一 廿八日暮時、脇坂より手紙遣、此節之事 上様より老中へ 御沙汰  
有之候との事、極内々申遣候、夫ニ付辰之口・土岐へ贈物等之事  
申来り候、一寸此段申上候、高輪へハ弥と申程ニ相成候て可申聞  
と存申候間、弥と申事ニ候ハ、被仰遣候て宜しく御座候、其前ハ  
先く御見合願上候、

別段ニ申上、

一 廿八日、三河嶋参り申候、逢加持も受申候、其節花丁事此比ハよく  
(徳川 齋院任僧)  
致上候事共少々相咄候處、折角と私折申上候間左様ニ可有之と申  
候間、其忪ニ而相濟候哉と相尋候處、此ま、にハ相濟不申、段々  
悪しき事相知、自づから自分より引入候様ニ追々ハ可相成と申事  
相咄申候間、一寸此旨申上候、三河嶋ニハ少々ハ申候て宜敷御座  
候間申聞候、御安心被遊候様ニとそんし上奉り候、

8  
(文政十三年)  
同七月廿九日御直申上之下書

乍恐御直申上奉り候、秋暑も朝夕ハ冷氣相成、凌安き事に御座候、

まつく 御機嫌よく被為 成、御めてたくそんし上奉り候、

一 高輪昇進一件も色々之御事共ニ而御延ひニ相成候ニ付、猶又御祐筆方を聞合申候處、いまたしらへも付かね申候、(烏津重孝) 栄翁剃髮ゆへ少々

官位之事出来かね候由、神田橋之一位之時者御剃髮前御願之筋ニ相成、夫ニ而相済申候よし、(橋田清造) 又儀同之義ハ是ハ例外格別之事と

申候由、左様候へ者、先ハ出来かね候しらへにて候、いまた老中方へしらへハ差出し無之由、此節出来不申候てハ、此已後ハ猶以出来不申候間、何とそく厚き 思召を以被仰付被下候様ニ猶又偏に

く奉願候、御序ニ猶又 御直ニひたすらに御願被成下度奉願候、是ハむかし之事ニ而、只今ハ例ニも相成かね候半か、秀吉薩州入

之時に先祖義久降参申上候時剃髮、名を龍伯と相改メ、秀吉本陳へ参上候處、其節ニ候哉、また其後ニ候哉、三位ニ相成、三位龍伯

と相唱候事御座候、左候へ者、剃髮ニ而もむかしハ宜敷物かと存申候、(茂徳) 此節之御事も 御前之 御續合も有之候へハ、是誠ニ例外

之事ニ而御座候へハ、格別之 思召を以被仰付候ても前後之御差支ニも不相成事かと、乍恐そんし上奉り候、また細川幽齋事も三

位之由ニも承り申候へ者、旁格別之 思召ニ而候ハ、可宜候哉とそんし上候、何分ニも何とそく成就仕候様に今一應御願被下候

様ニと奉願候、栄翁よりも私心付ニ而相願呉れ候様ニと申事ニ而御座候間、此旨御側迄奉願候、めてたくかしく、

9 (文政十三年) 同八月十一日御直申上候下書

乍恐御直申上奉り候、餘程冷氣相成候處、まつく 御機嫌よく御めてたくそんし上奉り候、

一 昨九日松周防守方手紙ニ而極内々申遣候ハ、心願之義しらへ甚むつかしく御座候よし、いまた 上様へハ御覽ニハ不入候由、右

之通り候へハ、(茂徳) 御前へ再願書差出候様ニ有之候ハ、可宜と心添申遣候間、今日佐川方迄再願書差出申候、右之通りニ候へ者、此上

之處 思召ニ而被仰付候より外無御座候間、何とそく 御前よりひたすらニ御願被成下候様ニ奉願候、左様ニ有之候へハ、又表

ニ而も致安きとの事之由ニ相さつし申候間、何卒く御願被成下度奉願候、其再願書表へ被差出候様ニ仕度奉願候、右之趣意極御

内々申上候、是ハ高輪へハ御沙汰なしニ被遊候様ニとそんし上候、一 不相替例年之通り庭前之虫進上仕候、其外へ相贈り申候事ニ御座

候、先日ハ高輪へ参り候節、草ひはりと申虫御用之由相伺、私方へも為取候様ニと申事ニ而、取方申付候處、存之外沢山ニ取申候て

高輪へ相廻し申候、定而栄翁より差上候事とそんし上候、来年も若々御用ニ御座候ハ、白金ニハ沢山居り申候との事承り申候間、

差上候様ニ可仕候、此旨御側迄申上奉り候、めて度かしく、

10 (文政十三年) 同八月十四日御封物之御請十七日ニ差上下書

御封物拝見仕候、秋冷日々相催し申候處、まつく 御機嫌よく御めてたくそんし上奉り候、

一 心願再願書佐川へ今一通り差出候様、別に白木文箱ニ入付再願書

と計ニ而差出候様ニとの事、拝承仕候、則差出申候間、宜敷奉願候、  
一 浅井之事ニ付候事ハ、いまた脇坂(安道)へ直談之咄も都合無之、致かね  
候間、其上ニ而何分可申上候、少しも御けんのん之事ハ無之候、

一 脇坂へ被下物之事ニ付も御けんのん無之候間、左様ニ被 思召上  
度候、先日申上候通りニ而御座候、餘り御けんのんニ而御座候間、  
少しハ御すへ被遊候様乍恐そんし上奉り候、

一 御包物之内戴き難有そんし上候、御礼申上奉り候、此旨御側迄申上  
奉り候、めて度かしく、

11

(文政十三年)  
同九月八日氷川より御渡封物御請申上候下書

御請申上奉り候、冷氣日にまし候へ共、まつく 御機嫌よく御め  
てたくそんし上候、

一 心願之義、瀬川迄御差出被下候處引受宜しく、土印(土輪御)も能く受申候由、  
難有そんし上候、また極御内々之事も被仰下、承知仕候、此上ハ祈  
念より外ハ無之候、何分ニも宜敷願上候、

一 浅井之事ニ付御けんのんニ而被仰下候趣、承知仕候、先日も申上  
候通りニ、いまた乗船不致内にろう死仕候旨、脇坂より直ニ咄承  
り申候、此咄者、八月廿七日、南部左衛門尉方へ私・脇坂・毛利  
甲斐守罷越候節、脇坂咄にて御座候、ろうニ入候者ろうニ入候ハ、

十日計もいたし候へハ病氣起り申候由、其病氣宜敷候へ者其後は  
病氣も不致候との事、先ハ十人ニ八九人ハ初之病氣ニ而死し候由、  
是も其節咄ニ而御座候、此上之御けんのんハいらぬ御事ニ而御座

候間、御取定メ可被遊候、是より外ニ申上分無之候、此旨御側迄  
申上奉り候、めて度かしく、

12

(天保元年十二月十日改元)  
同十二月廿五日高輪御昇進之事ニ付献上之伺御直ニ申上候下書

乍恐御直申上奉り候、嚴寒之節御座候へ共、まつく 御機嫌よく  
御めてたくそんし上奉り候、左様御座候へ者、高輪昇進御礼献上物  
之事仰戴度、佐川(夜給付奥中)まで相伺申候處、少々意味合違之事も有之候間、  
私方ニ而心願掛り之用人共申談、此度ハならぬ處か出来候間、當  
分儉約ニハ候へ共、少しハ立派ニ致度申談候間、右之通為認、又  
書取をも相添差上申候、佐川へ向候ても宜敷候へ共、佐川當分引  
入ニ而候へ者、乍恐御直ニ申上候、何分ニも宜敷御差圖之處相願  
申候、ミちニも昨日此趣申遣置候、扱又佐川不快等之節ハ、外ニ  
誰そへ被仰付候人ハ無之事ニ而候哉、乍恐 思召之處相伺申度候、  
委しくハ書取申上候、此旨御側迄申上奉り候、めて度かしく、

13

(天保元年) (マ)  
同十二月 日高輪御昇進ニ付佐川方迄御礼申上候節、別段御直ニ  
御礼申上候下書

乍恐御直ニ御礼申上奉り候、春寒つよく御座候へとも、まつく  
御機嫌よく御めてたく存上奉り候、左様ニ御座候へハ、豊後守・  
私より奉願候處、願之通榮翁事三位ニ昇進被仰付、誠ニ以身ニ餘

り冥加至極、ありかたき仕合そんし上奉り候、豊後守へも早束申遣候ハ、さそかしありかたかり可申、猶御礼之義ハ承之上可申上候、誠ニく此節之御事ハ希代義ニ而、御礼之處何と申上候ても難申尽御座候、早束ニ佐川方迄御礼文直書ニ而差上申候事ニ御座候、猶又乍恐御礼之義ハ呉々も厚ふく被仰上戴き度奉願候、早束高輪へ家内不残相集、不取敢にきく敷相祝申候事ニ御座候、栄翁事も誠ニ以蒙 御仁恵候義冥加至極、身ニ餘りありかたかり、只落涙仕候のミにて御座候、此度之義ハ豊後守・私共年来の心願ニ而、ケ様ニ成就仕候義者心肝にてつし実にく難有仕合、後年ニ此節之より高官被仰付被下候てもせんも無之事ニ而、誠ニ以身ニ餘り難有仕合、孝道ニも罷成候て、難有仕合そんし上奉り候、乍恐 御前(茂姫)ニも御孝道ニも相成、旁以無此上萬々歳御めてたく難有仕合そんし上奉り候、瀬川・花町も段々世話之由、乍恐何分ニも宜敷 御声被掛被下度奉願候、兵庫頭并妻より御礼之義厚ふ申上呉(島津音形)れ候様ニ申出候、くりかへしく御礼之義成合候様ニと何分ニも御取なし之處奉願候、此旨御側迄申上奉り候、めて度かしく、

別紙申上候、此節之義ハ誠ニ以難有仕合そんし上奉り候、初而之起り申上候義ハかへ姉世話、ケ様ニ罷成事不淺忝仕合ニ存申候、かゑ事も段々之世話にて厚ふく忝そんし申候、右ニ付別段挨拶ハ文ニ而申遣候へ共、宜敷相願候、佐川事も是又世話ニ相成候へハ、宜敷相願申候、此旨御側迄申上奉り候、めて度かしく、